

令和 4 年 6 月 23 日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名

大塚 波子



令和 4 年度 (4・5 月分) 政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 4 年度 (4・5 月分) 政務活動費収支報告書を提出します。

令和4年度(4・5月分)政務活動費収支報告書

議員 松波 雄大

1. 収入

政務活動費	204,000	円
利息	0	円

2. 支出

(単位:円)

科目	金額	備考
調査研究費	0	
研修費	1,000	令和4年度松山市議会観光振興議員連盟費
広報費	0	
広聴費	0	
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	11,000	コピー機リース代金
資料購入費	0	
人件費	0	
事務所費	60,000	事務所スペース賃料
合計	72,000	

3. 残額 132,000 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年 5月 31日	整理番号	1	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和 ⁴ 年度松山市議会観光振興議員連盟費 4・5月分			
金 額	1,000 円	按分率	100 %	
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022 2021年	5月 13日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

<h3>領 収 書</h3>	
令和 4年 5月 13日	
松波 雄大 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 1,000円 也	
但し、令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費4・5月分として	
松山市議会観光振興議員連盟 会 長 若江 進	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

令和4年度(4-5月分) 科目別集計表

科目名				
資料作成費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
5/31	コピー機リース代金	11,000 円		2
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		11,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2022年5月31日		整理番号	2	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	コピー機リース代金 月 11,000 円×2 ヶ月 22,000 円				
金 額	11,000 円		年間の支出金額の合計を 記入してください。		
特 記 事 項					
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額	
4月分	5月 6日	11,000 円	50 %	5,500 円	
5月分	6月 3日	11,000 円	50 %	5,500 円	
月分	月 日	円	%	円	
月分	月 日	円	%	円	
月分	月 日	円	%	円	
月分	月 日	円	%	円	
月分	月 日	円	%	円	
月分	月 日	円	%	円	
月分	月 日	円	%	円	
月分	月 日	円	%	円	
月分	月 日	円	%	円	
月分	月 日	円	%	円	

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

注文請書



発注者(甲)

松波ゆう大事務所 御中

注文番号 2037765735001

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文をお願いします。

発行日 2020年3月27日

受注者(乙)

所在地

香川県高松市磨屋町8番地1

社名

富士ゼロックス四国株式会社

役職名

第一営業統括部長 武智 政二

氏名

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。)

記載項目

契約対象商品/契約種類/契約期間等

契約種類: トータルサービス契約

契約条件書番号: JTTA001B

対象商品: DocuCentre C2000 Model-CPS-1T

機番: 401060

契約期間: 2020年3月27日から2025年3月26日まで

開始メーターカウント:

メーター1	3	メーター2		メーター3	3
メーター4		メーター5		メーター6	

設置調整完了日(新規購入の場合): 2020年3月27日

初回締切日: 請求サイクルに依り契約開始日から最初に到来する料金計算の締切日とします。

料金計算の締切日: 末日締

支払日: 料金計算締切後翌月末日支払

請求サイクル: 1ヵ月

ミスコピー控除方法:

乙は、「テスト控除後コピー/プリント数」に、黒モード、カラーモード各々に1%を乗じた枚数を不良コピー/プリントとみなし、各モードのコピー/プリント数から差し引きます(小数点以下切り上げ)。

料金項目等	数量	単価(円)	料金(円)
トータルサービス料金(1台につき)			
コピー/プリント料金(1コピー/プリントにつき)			
黒モード(メーター1)	1カウントにつき	4.00	
フルカラーモード(メーター3)	1カウントにつき	12.00	
最低コピー/プリント料金(1台につき)			1,200(月額)

設置先等

*設置先事業所:

**所在地: 愛媛県松山市千舟町4丁目6-2

**事業所名: 松波ゆう大事務所

**部課名:

*EP適用: (する・しない)

*FAX番号:

以下余白

契約条件番号 : JTTA001B トータルサービス契約 契約条項

- 第1条 本契約条項は、書記記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の書記記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と略称する)および必要な消耗品等(以下、消耗品と略称する)を、以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する旨、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設備調整等設置場所の変更に必要な費用を乙に支払います。
- 第4条 書記記載の契約期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も同条件を前提として同様とします。ただし、乙は本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、書記記載の契約期間満了の3ヶ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。
 - ① 甲乙双方よりサービス料金を算出した本契約を1年間更新し、その後の更新は2年間でとする。
 - ② 乙が乙の所定価格により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
 - ③ スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 第5条 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない価格が困難になる場合、乙は2ヶ月前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。
 - ① 甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および書記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金請求の開始日は本契約の開始日とします。
 - (1) 甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
 - (2) 甲の承諾に基づき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法
 - ② コピー/プリント数の算出は、書記記載の料金項目等に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によりします。
 - ③ トータルサービス料金は、書記記載の料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
 - ④ 乙の使用者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「実消費コピー/プリント数」といいます)。
 - ⑤ 本条のコピー/プリントが発生した場合は、書記記載のミスコピー排除方法に記載に従い取り扱います。
 - ⑥ 甲がサービスによりコピー/プリントのメーターカウントは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。
 - ⑦ 前項のコピー/プリントをした期間、表面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれをコピー/プリントとしてカウントします。
 - ⑧ 書記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金は最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。
 - ⑨ 契約開始または終了時において、商品の使用期間が書記記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 「請求サイクル」が5ヶ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
 - (2) 「請求サイクル」が6ヶ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(締切日)に応じて計算します。
 - (3) 表記にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割算出した額とします。
- 第6条 料金の請求にあたり、甲は請求の遅延は切捨てます。
 - (1) トータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金融債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は書記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。
- 第7条 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利10%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
- 第8条 乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取外した部品の所有権は乙に帰属します。
 - ① 乙がトータルサービスを甲に提供する期間中は、乙の作業日における乙所定の営業時間内とします。
 - ② 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れた場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠隔保守サービス料金等を乙に支払います。
 - ③ 乙の技術者が故障原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により非算される原因調査料金を乙に支払います。
 - ④ 乙が実施した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピューター・プログラム、データの障害等を調査し、解決します。
 - ⑤ 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定められた保守サービスの提供義務を免れます。
 - (1) 商品所定の取扱説明書に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
 - (2) 酒類・落着・帯電・磁界・強い衝撃その他取扱い上の不仕様に起因する故障の修理・調整
 - (3) 商品以外の機械装置またはコンピューター・プログラム(コンピューター・ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整
 - (4) 商品以外の機械装置またはコンピューター・プログラムによる改ざんまたは乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
 - (5) 甲が指定する者以外の者に修理を依頼し、乙が指定する者以外の方法に起因する故障の修理・調整
 - (6) 乙が指定する者以外の者の天災地災およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
 - (7) 甲が指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
 - (8) 甲が独自に設定した使用環境への復旧その他他人と異なる状態への復旧
 - (9) 高所作業、重積物の移動を行う作業その他の危険作業
- 第9条 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に依頼する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務を負うものではありません。
 - ① 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体(以下、感光体)および消耗品等の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申請によって適宜供給します。ただし、感光体およびサブユニットについては、消費維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
 - ② 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
 - ③ 感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従って使用します。
 - ④ 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に使用する仕様は適合した甲種を使用します。
- 第10条 商品の使用にあたり、甲は商品毎の取扱説明書等に定める権利または義務を第三者に譲渡または賃貸した場合、本契約は終了します。
- 第11条 甲が乙の事項の履行による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または賃貸した場合、本契約は終了します。
- 第12条 甲が乙の事項の履行にあたり、甲が何れでもない場合は事前の書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。
- 第13条 乙または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヶ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知は甲の書面によって乙に通知することにより料金改定の前提をもって解約できます。
- 第14条 甲または乙が次の各月のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
 - ① 日本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
 - ② 破産、仮破産、假処分、競売、強制執行、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに関する手続の甲または甲の公同債の開始
 - ③ 甲または乙が前条の各月のいずれかに該当した場合、相手方が何ら債務を発生し、直ちに本契約を解除できます。
- 第15条 甲が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引において、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができません。
 - ① 乙は、水災、火災、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
 - ② 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および消耗品等を直ちに返還し、かつ残債務の全額を即時支払います。
 - ③ 甲と乙は、書記記載の最終調整完了日に商品および消耗品に附着している部品の設置調整が完了したことを確認します。
 - ④ 甲および乙は、自らまたは社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団員およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し、または不当要求行為をなさないこと、自己の主要な債権者または債権者の社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
 - ⑤ 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の関連先にも通知させるよう努力するものとします。
 - ⑥ 甲および乙は、前項に対する違反を見つけた場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
 - ⑦ 甲および乙は、相手方が前3項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
- 第16条 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引禁止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
- 第17条 本契約に関する事項は、乙の本拠所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 第18条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、協議にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

EP (Electronic Partnership) の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供する EP (Electronic Partnership) の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EPの利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械 (以下「機械」という) において本追加条項に定める条件で EP (Electronic Partnership) を利用することに同意します。

第2条 (定義)

- 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
- 「EP-BB」「EP-BB Light」とは、甲のイントラネット (プロキシサーバ等を含む) を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP-DX」とは、FAX 回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置 (「EPnet-BOX」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」およびこれらの後継機) の総称とします。

第3条 (「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目)

- 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
- 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
- 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EPの種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1) 「機械」のメーターカウンターの遠隔自動検針 (2) 上記メーターカウンタにもとづく料金の請求 (3) 「機械」の故障状況の予知・把握およびリモート保守 (故障の発生回避を含む)	・「機械」の各種メーターカウント値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視 ・「機械」に登録された FAX 自局 ID (EP-DX のみ)
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」 「4Gnet-BOX」	(4) 消耗品の配送 (5) 乙が製造、販売または提供する商品およびサービスの品質改善および機能追加・向上 (6) 乙から甲に対する各種提案	・「機械」の各種メーターカウント値 ・使用消耗品交換、補給等の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報
「EP-BB」 「EP-BB Light」		

第4条 (「EP通信装置」の貸与)

乙は、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条 (「EP」利用時の費用負担)

- 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
- 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条 (「EP」利用時の注意点)

甲は、下記の「EP (Electronic Partnership) ご使用上のお取り扱い」に記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条 (「EP」の利用中止)

- 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
- 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお取り扱い

1. 「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機 (以下「本装置」という) は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本装置」または「本装置」の無線装置部分から「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」では 22cm 以上、「4Gnet-BOX」およびその後継機では 15cm 以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本装置」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本装置」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
 - 手術室、集中治療室 (ICU)、冠状動脈疾患監視病室 (CCU) には「本装置」を持ち込まないでください。
 - 病棟内では、「本装置」を使用しないでください。
 - ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本装置」を使用しないでください。
 - 医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本装置」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお取り扱い事項

「EP-DX」を装着した「機械」と弊システムがデータ通信している間、「機械」の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了すると、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常 5 分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、「機械」をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例 1>

リモートメンテナンス、またはリモートサービス中です。

<EP-DX 表示例 2>

リモートメンテナンス中です。

以上

SHARP

領収証

領収証番号 2E10V61

発行日 2022年 5月10日

松波ゆう大 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きましたので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 金額 ¥11,000

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ワンデスタワーニ
シヤープファイナンス株式会社

領収内容内訳	
領収日	金額
2022年 5月 6日	111000
合計 111000	

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シヤープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

XE016

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2022年5月31日	整理番号	3	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所スペース賃料			
金 額	60,000	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
5月分	5月 1日	30,000 円	100 %	30,000 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注) 継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注) 領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証

松波

様

No. _____

金額

¥ 300000 -

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

但 シェアオフィス 賃料

2022年 4月 1 日 上記正に領収いたしました

THE 3rd FLOOR

株式会社サードフロア

〒790-0011
愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
090-8282-2228
info@t3f.jp

www.t3f.jp

GR1817

領 収 証

松波

様

No. _____

金額

¥ 300000 -

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

但 シェアオフィス 賃料

2022年 5月 1 日 上記正に領収いたしました

THE 3rd FLOOR

株式会社サードフロア

〒790-0011
愛媛県松山市千舟町 4-6-2 3F
090-8282-2228
info@t3f.jp

www.t3f.jp

GR1817

事務所スペース賃貸借契約書

賃貸人 株式会社サードフロア（以下、「甲」という。）と賃借人 松波 雄大（以下、「乙」という。）は、甲の所有するシェアオフィス（以下、「本件」という。）の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件を議員活動用事務所スペースとして使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件を現状のまま使用するものとし、事前に甲の承諾を得た場合を除き、本件に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間とし、期間満了1か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、1年間自動延長するものとする。

第4条 賃料は月額3万円とし、当月1日までに当月分を甲の指定する銀行口座振込、または現金にて支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金1万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第7条 乙は、本件を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条 甲は、本件の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

- ①賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
- ②第8条に違反したとき
- ③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条 乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその1か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

第13条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成31年4月1日

賃貸人(甲) 住所 愛媛県松山市千舟町4-6-2-3F
株式会社サードフロア

賃借人(乙) 住所 [REDACTED]
氏名 松波 雄大